

第6章

スリランカ経済と民間部門

歴史的背景

荒井悦代

要約

スリランカにおける民間企業は、歴代政府の国有部門重視や政治的なプレッシャーなどがあり、十分な発展を遂げられなかった。ポピュリスト的な政治にスケープゴートとして利用され、政権交代のたびに変更される政策に翻弄されてきたからである。自由化以降、この構図に変化が見え始める。保護がなくなったことで国有企業が立ちゆかなくなるなか、それまで困難な状況下で生き延びてきた地場の民間企業が独自の強みを発揮し始めた。

キーワード

スリランカ 民間企業 国有企業 経済政策 事業接收法

はじめに

スリランカにおける企業研究の蓄積は小さい。スリランカ経済を論じる上で、国内の企業活動よりもマクロ面での動きが重視されたからかもしれない。国の規模が小さく、国内経済活動に比べて輸出入が大きいことから対外経済政策が直接に経済情勢に影響を及ぼすこともマクロ政策が重視された要因だろう。また歴代の政権が福祉政策を重視したため、その経過や成果について論じたものも多い。

国内経済においては、国有企業の経営や民営化について論じられることはあっても、民間企業について論じられることは少なかった。民間企業として注目されるのは中小企業であった。援助機関などに途上国のSMEの振興＝経済発展という図式があったからで

ある。また、政治的にも地方の中小企業やコテージ・インダストリーの振興は雇用創出の目的から重要課題であった。そのため、スリランカにおける大規模企業に関する研究は少ない。

それでも経営学的な観点からの研究はいくつか見られる¹。たとえば Nanayakkara[1988]は、仏教文化や社会制度が会社経営に与える影響を論じている。企業の労務管理と生産性などについてのChandratilleke [1997]など大規模企業についてのケーススタディーはいくつもある。産業分析の観点からは、衣類産業については大規模な工場調査がある。近年では、Kelegama[2004]のように2005年の多角的繊維協定(MFA)廃止後の産業の生き残りを占う目的の調査が多い。しかし、衣類産業の経営母体やスリランカ経済における民間企業の役割を知るためのものではない。

専門誌として Sri Lanka Journal of Management があるが、企業の直面する問題について個別に論じたものである。経営者家族の歴史についてはあくまで歴史的観点から描写された文献なら散見できる。しかし、経済主体としての企業がどのように活動しているのかをマクロ面も考慮して論じたもの、企業行動全体をとらえて一般化し、傾向をとらえようとしたもの、民間企業が経済発展に果たした役割を論じたものはほとんど見られない。

スリランカでは2009年5月に25年以上にわたり継続していた民族紛争が終結した。終結後すぐに経済活動が活発になることはなかったが、着実に復興しつつある。その中で民間企業の活躍が期待される場所である。海外からの注目も集まっている中で、スリランカ企業に関する情報は不足気味である。これまで税制や投資優遇政策、労働条件に関する資料は作成され、入手が可能だが、個々の現地企業については紹介がなかった。スリランカでビジネスを展開する上での基本的な知識およびパートナーたり得る現地企業そのものに関する情報が必要とされている。

本稿では手始めに、これまでのスリランカを振り返り民間部門の位置づけ、特に政策や政府との関係を明らかにし、次年度の成果の準備とする。

第1節 スリランカのマクロ経済および公共部門と民間部門

スリランカの経済政策は当時の政権やそれを取り巻く経済状況に左右される。独立後は統一国民党(United National Party, UNP)とスリランカ自由党(Sri Lanka Freedom Party, SLFP)の二大政党が政権交代を繰り返した。UNPは都市部に支持者が多く、西欧寄りとされ、SLFPは農村部に支持者が多く、社会主義的と言われる。政権が交代するたびに、経済政策もそのたびごとに大きな変化を余儀なくされた。本節では政権交代を軸に経済政策と当時の経済情勢を概観し、スリランカの経済において国有部門が重視されており、民間部門は付属的な扱いだった位置づけを確認する。

¹ スリランカの大学経営学部には、日本留学経験を持つ講師が多く勤務しており、スリランカにおける経営学の研究を支えている。

1. 独立前

イギリスが 18 世紀後半にオランダに取って代わり、シナモン生産の独占を受け継いだ。シナモンの他は、基本的に米を中心とする農業が経済の中心だった。その後 19 世紀に入りコーヒープランテーションを発展させたが、19 世紀後半に疫病により継続できなくなった。コーヒーに取って代わり茶のプランテーション経営が行われるようになった。これにゴムやココナツが商品作物として加わり、徐々に商業が芽生えていった。

これらのプランテーションは民間部門に属した。プランテーションの経営には、土地、肥料のほか多くの資本が必要であるかのように見えるが、土地は政府から安く払い下げられ、道路や鉄道、港湾などの建設も政府が主体となっており、莫大な資本が必要なわけではなかった。民間部門の活動はコロombo近郊のシンハラ人らが中心となり、プランテーション部門の他には輸出入や小売りに従事していた。シンハラ人以外では、タミル人²およびインドから移住してきた商人らの活動が見られた。政府の経済活動は、道路・鉄道および港湾のなど経済インフラの建設や郵便など基本的なサービスの提供に限られ、政府が事業主体となることはなかった[Amarasinghe 1979, 14]。

しかし 1931 年に部分的な自治が取り入れられ、男女普通選挙も実施されるようになると、国内世論も経済政策に影響を与えるようになった。同時に大恐慌が発生し、従来のペースでの輸入が困難になった政府は、輸入代替と雇用創出を意図してそれまでの方針を転換し、1938 年に商業・工業局(Department of Commerce and Industries)を設けた。第二次世界大戦が始まると、本格的に国营工場の設立に乗り出す。ココヤシ製品、木材、靴、化学、薬剤、製紙、ガラス、陶器、製鉄などの工場が設立され、大戦中の物資の不足に対応した。

戦後にも商業・工業局による工場設立は続き、繊維、化学、製紙、肥料、砂糖、製鉄の分野に及んだ。

独立直前には経済戦略に関する勧告書が提出され、国家主導の経済政策が打ち出された。そこでじゃ必須材は国家が、非必須材は民間が担当することが提案された。ところがまもなく独立を迎え、この勧告書が実施されることはなかった。

2. 1948 年から 1956 年まで

UNP が政権に就き、経済の仕組みとしては基本的に開放経済を採用した。しかし独立後すぐの UNP 政府が力を注いだのは農業、特に米の増産であった。DS セナナヤケ(Don Steven Senanayaka)がドライゾーンの灌漑・移住計画を推進した。

したがって工業・製造業は優先順位が低く、この分野では民間企業の独自の発展に期待をかけた。独立前の自治政府の方針とは逆方向である。

² プランテーションで働くためにタミル・ナードゥ州から連れてこられたタミル人とは異なる。北部ジャフナを出身地とするスリランカ・タミル人らが主体である。

独立前に設立された非効率な政府所有の工場を閉鎖するなどの措置をとるべき、との報告書が各種委員会や世界銀行のミッションからなされたことも民間部門発展を後押しした。これを受けて 54/55-59/60 年の投資計画では、国家の直接的な関与を減らし、民間部門の参与を促すことが明記された³。これに沿うように Industrial Research Act (1955 年) と Government Sponsored Corporations Act No. 19 (1955 年) が制定された。前者では民間部門に技術支援を可能にし、後者では株式の売却を通じて全ての国有企業を民間部門に転換することを想定している [Karunathilake 1987, 140]。報告書では、民間部門を政府と対等なパートナーと見なしているとしながらも、民間部門が事業を開始するリスクに敏感すぎる、そのために工業化を進めることが難しいとして、政府が工業化の初期のリスクを引き受け、事業が軌道に乗り次第、民間に移行させようという方針となった。[Amarsinghe 1979, 20]

3. 1956 年から 1965 年⁴—輸入代替工業化の始まりと厳しい輸入規制

この時期は SLFP が中心となった左翼連立政権で、輸入代替工業化と国有化で高い経済成長率を目指した。当初の予算では国主導の工業化⁵と大規模化が強調され、前政権との大きな違いが強調された。10 年計画 (1959-68) では、輸入代替工業化と製造業部門への政府の参入によって GDP 成長率 5.9% を達成しようとした。55 年の Government Sponsored Corporations Act に代わり、State Industrial Corporations Act. No. 49 (1957 年) が制定され、戦略的に重要な工業部門への国营工場の拡張を促した。この法律は工場設立の資金を政府が拠出することと定め、政府が工場の設立・経営に当たるとする。前政権の定めた法律と異なるのは、前政権が一定期間を過ぎた後は民間に委譲することを考慮していたが、この場合はそれが無い点である。実際にこの法律を根拠に国有企業が設立され、工業分野への民間の新規参入の余地は極めて狭くなった。

実際の経済運営では、内政の混乱⁶および輸入増加・輸出の不振により国際収支は 50 年代後半以降悪化し、61 年には輸入数量制限が課され、64 年には為替規制がなされるようになった。国際収支のみならず財政収支も悪化し始めた政府は、国有化の範囲を工業だけでなくサービス業にも拡大し、1962 年には外国所有の石油会社を国有化することで国庫を安定させようとした。さらにバス、コロンボ港の荷役 (1959 年)、銀行・保険 (59-64 年) などの分野も国有化された。1963 年にはセリンコという保険会社がコロンボ中心部に 13 階建ての自社ビルを建設した。これは当時のスリランカにおいて最も

³ これらは援助を受けるために作成されたもので、実施に移されることはなかったとも言われている [Athukorala 1994, 10]。

⁴ 1960 年 3 月の選挙で UNP が勝利するものの、同年 7 月に再び選挙が行われて SLFP が再び咲いている。UNP の政権期間は 4 カ月と短かった。

⁵ チタン鉱山、砂糖、肥料工場の設立、既存の繊維工場の拡大などが主張された。

⁶ 具体的にはシンハラ語の公用語化がなされ、それを推進した SWRD バンダラナイケ首相が僧侶に暗殺された。労働運動が激化し、ストライキが頻発した。

高層のビルであり、スリランカ人資本による事業として輝かしい金字塔だった。しかし、64年1月1日にセリンコの主要業務であった損害保険事業は国有化されてしまう。続いて生命保険事業も1971年に同様に国有化された。国内資本の商業銀行として最大だったセイロン銀行も国有化され、外国銀行の支店も制限された。

4. 1965年から70年—輸入規制を緩和したものの完全な自由化には至らず

この時期にはUNPが再び政権についた。ここでも前政権の方針から一転し、自由化政策を打ち出す。政府部門と民間部門が共存する混合経済が理想とされた。西欧諸国からの資金援助や投資を受けやすくするための環境も作られた。前政権で国有化された石油会社への補償にかんする合意もなされ、アメリカからの援助が再開し、IMFからのスタンドバイ融資も受けることになった。

前政権で厳しく規制されていた輸入規制も緩和された。そのために採られたのは、二重為替政策であった。必須輸入品および伝統的な輸出品には公定レートを適用し、非伝統品輸出および非必須品輸入には切り下げが認められた変動レートが適用された。そして必須品は無税だが、その他の品物には高関税が課せられた。しかし、これにより自由な経済活動が確保されたとはいえなかった。国際収支上の制約があり、輸入を減らすことが大きな課題となっていたためである。前政権のような強い輸入制限がなされることはなかったものの、輸出に必要な原材料や中間財の輸入に支障が来されており、輸出振興に外資を振り向ける余力もなかった⁷。

輸入代替の対象になった産業は、国有部門に組み入れられ、保護を受けていた。しかし実際には輸入代替工業化は原材料や中間財が輸入できないことから実施が困難になっていた。これ以外の分野が民間部門の活動の余地として残されたといえる。それは主に消費財・非必須消費財、国内サービス産業であったが、消費財等の産業には輸入制限がかからず、保護を受けることなく国際競争にさらされた。工業部門で新たな国営企業の設立はなかった。国営企業の民間委譲もなかったが、国と民間の合弁事業が行われた。

国内産業でUNP政権が力点を置いたのは輸出でも工業化でもなく、前回と同様に食糧、特に米の増産で、これにより輸入を減らそうとしたものだった⁸。国内では食糧生産ドライブがかかり、多くの資源が動員された。マハベリ計画もこの頃から計画案に現れ始めた。

5. 1970～77年 統制経済

SLFPを中心とする統一戦線(United Front)が1970年5月に政権についた。政権発足

⁷ 貿易収支の改善のためには輸出振興も同時に採用されるべきと考えられるが、輸出の主力だった茶など一次産品は生産を増やしすぎると価格が暴落すると危惧されていた。緊急の国際収支問題を解決するには輸入代替が確実と考えられていた。

⁸ UNP政権は独立以降、一貫して米の自給を掲げていた。この方針はマハベリ計画によって実現されることになる。

当初 1970 年 6 月 14 日の閣議演説 (Throne speech) では明確な国家主導の経済体制が明らかにされた。演説では 1) 全ての必須商品は国家が扱う, 2) 輸出における国家のシェアを漸進的に増やすために, 適切な国有企業を設立する 3) 輸入商品, 国内産の卸売りも国家と協同組合が行うこと, が明確にされた [Wijesinghe 1979, 129]。これを実現するために State Trading Corporation Act No. 33 (1970 年) が制定された。制定の目的は全ての輸出入において国家の関与を増やすことである。

統一戦線の経済政策は, 統一戦線にランカ平等社会党 (Lanka Sama Samaja Paty, LSSP) や共産党 (CP) など左翼政党が含まれており, 発言力を無視できなかったこと, そして以下に述べるような政治的混乱も発生したことから, 政府主導, 福祉重視, 社会的平等の方針を強固に打ち出さざるを得なかった。政治的混乱とは, 71 年 4 月の人民解放戦線 (JVP) の反乱である。この反乱は教育を受けたにもかかわらず職を得られない南部農村の青年らによって政府転覆を目的として引き起こされたものであった。すぐに鎮圧されたが, 民衆の不満は政府にとっては解決しなければならない脅威ととらえられ, 雇用創出, 特に若者の雇用創出はスリランカの歴代政府にとって大きな課題となった。

海外貿易に関しては, 輸入品全てに対してライセンス制をとり, 厳しい数量制限を課した。同時に二重為替制度も存続した。前政権が輸出に関して積極的でなかったのに対して統一戦線政権は二重為替制度の資本財および中間財輸入に関してプレミアムをつけるなどのインセンティブを付与している。これにより宝石関連等の輸出が振興された。その一方で外資に対しては強制貯蓄による所得制限⁹, 土地所有制限¹⁰, 以下に述べる事業接收法など規制が設けられ, 投資環境としては良いとは言えなかった。

政府主導の経済政策の中心としての国有化は選挙キャンペーン中から主張されており, 銀行, 輸出入, 国内小売業など経済活動全般に関わる事業について政府は事業を立ち上げていった。工業についても多岐にわたる分野で国有企業の設立および民間・外資企業の接收がうたわれた。たとえば穀物流通局 (Paddy Marketing Board) が設立され (1971 年) 農民から穀物を一手に買い付けることになった。63% の茶園, 32% のゴム, 10% のココナツ・プランテーションが国有化された [Athukorala 1994, 18]。

1971 年には事業接收法 (Business Undertakings Acquisition Act) を制定し, 国益に沿うものと判断されればいかなる企業も接收する権利が大蔵大臣に与えられ, UF 政権下で 1977 年までに 7 社が接收された。

国有化の動きは進み, Acquisition of Lorries Law No. 45 (1973 年) では, 自動車運輸局 (Motor Transport Commissioner) の権限で民間に所属するいかなるトラックも国が

⁹ 月収 2000 ルピー以上を強制的に貯蓄させることに。

¹⁰ The Agricultural Productivity Law (Land Reform Law No. 1), 個人土地私有の上限を設定することで実質的に茶園を国有化した。海岸沿いの米作地に関しては所有の上限を 25 エーカーとし, その他 (高地, プランテーション) では 50 エーカーとした。全ての土地の所有上限は 50 エーカーとした。

接收することが可能になった[Wijesinghe 1976, 30]¹¹。

政府による経済主導は、企業や動産のみならず、不動産の接收にも及んだ。72 年および 75 年の土地改革法により土地所有の上限を設定し、72 年には 55 万エーカーを、75 年には 40 万エーカーのプランテーションを接收し、国有化した。公共部門優先政策および事業接收法の結果、1976 年までにはプランテーション、農園管理会社（エージェンシーハウス）、銀行、保険、ほとんどのメディア、流通が公社や協同組合など政府管理下の組織に組入れられた。その結果、民間の活動は繊維、皮革、食糧・飲料などの消費材生産や観光業に限られた[Jupp 1977, 632]。

6. 1977～1989 年 自由化

1977 年の選挙で勝利したのは UNP であった。168 議席中 140 議席を獲得し、独立後初めて国会で過半数を確保する内閣となった。SLFP はわずか 8 議席にとどまり、社会主義政党は議席を獲得できなかった。UNP は大規模な経済自由化政策を打ち出し、これを歓迎した西側諸国や経済機関からの援助が流入した。

輸入数量制限は撤廃され、関税による保護制度が一部に残存したものの基本的に自由となった。外資の流入を促すようなインセンティブ制度が導入され、輸出促進区が設立された。二重為替制度は撤廃され、ルピーは切り下げられた（1 ドル 8.87 ルピー（1977 年）から 15.61 ルピーへ（1978 年平均））。

貿易政策は自由化されたが、経済における国の役割が減少したわけではない。UNP 政権下ではマハベリ計画が本格的に開始し、住宅政策も開始するなど大型公共政策も同時に行われた。

7. 1989 年～1994 年 民営化に着手

この時期はジャヤワルダナ大統領の跡を継いだ UNP のプレマダーサ大統領の政権担当期に当たる。独立後のスリランカにおいて選挙によって政権交代が起こらなかった初めてのケースである。南部で発生した JVP の反乱（2 回目）も鎮圧され、一応の落ち着きを取り戻していた。ジャヤワルダナ期に累積した財政赤字の削減に迫られて、IMF・世銀の自由化・構造改革が実施された。それまで計画書には現れるが実際には実施されなかったプランテーションを含む国営企業の民営化にも本格的に着手し始めた。そのほか、民間企業の育成のための税制見直しが行われた。1989 年策定の新産業戦略（New Strategy of Industrialization）では民営化、輸出促進、貧困削減が自由化・構造調整のメインに据えられている。

8. 1994～2002 年

¹¹ プランテーションや運送業などの国有化については、非ゴイガマの活動を制限するためであったと言われている[Moore 1979, 347]。

UNP から政権交替した SLFP を中心とする人民連合(People' s Alliance, PA)政権による時期である。かつてのスリランカには政権の交代による経済政策の大転換が必ず見られたものが、ここでは大きな転換はなされなかった。そしてこれ以降、政権が交代しても基本的に開放経済の路線は継続される。

この時期は自由化という基本的な政策に転換はないものの、前期の UNP 政権において民営化や補助金削減など引き締め策の影響で雇用や物価に国民生活に影響が出ていたことを配慮しつつ、構造調整コンディショナリティーから離れた、人間の顔をした、漸進的改革を行うと選挙公約では述べていた。しかし、その中心は大規模な民営化、インフラ建設への民間の参入、優遇税制による民間部門刺激で、その効果による輸出と投資の促進であり、前政権と比較して基本的な変化はない。国内では民族紛争が激化したために、財政赤字の規模が拡大し、赤字を補填するための場当たりの政策が目立った。内戦の激化により国内政治も不安定化したため、その影響が経済政策にも反映した。

9. 2002 年～2004 年—停戦合意

選挙により UNP が政権に就く。しかし、政治的には大統領は PA のチャンドリカ・バンダラナイケ・クマラトゥンガのままであったので、国会との間にねじれが生じた。国内政治が不安定化する中であつたがタミル・イーラム・解放の虎(LTTE)との停戦合意が結ばれ、経済的な発展が期待された。同時に FDI の流入を期待して 2002 年末に FDI の条件を緩和した。すなわち銀行、金融、保険、株式取引、運輸、通信、エネルギー、専門サービスの分野における外資保有比率 100%を認めた。1977 年、1983 年に次ぐ、第三の自由化とも呼ばれる[Nadarajah 2010, 140]。UNP 政権による経済政策提言であるリゲイニング・スリランカ(Regaining Sri Lanka)には、民間部門が長年求め続けた土地政策の変更や労働政策の改革が織り込まれたが、具体的に実施に移される前に停戦合意は破棄され、内戦が再発し、経済発展は実現しなかった。

10. 2005 年以降—マヒンダ・ラージャパクセ政権

2005 年末に行われた大統領選挙で SLFP を中心とする人民連合(PA)のマヒンダ・ラージャパクセが就任した。総選挙でも PA が勝利し国会とのねじれも解消した。大統領はマヒンダ・チンタナヤ(マヒンダのビジョン)という経済政策を打ち出した。1994 年以降、2002～2004 年を除いて SLFP による政権が続いているが、かつての SLFP 政権が目指したような国有部門中心の政策への揺り戻しなどはなさそうである。

2009 年 5 月には懸案だった民族紛争が LTTE の壊滅という形で最終的に終結し、これまでの不安定要素がなくなった。政府は内戦中に破壊されたインフラを整備することを復興の中心に位置づけている。その後の民間部門の活動を期待している模様である。内戦終結直後、民間企業は様子見の状態であつたが、1 年を経過する頃から徐々に活発になりつつある。コロンボ株式市場(CSE)は 2010 年 9 月から 10 月にかけて活況を呈し

ている。

この時期のGDP成長率を見ると時期の成長は著しい。1人あたりGDPは1997年に800ドルを超えたものの足踏み状態で、1000ドルに達するのに7年かかった¹²のに対して2004年に1000ドルを超えると4年後の2008年には一気に2000ドルを超えるなど、順調な成長を遂げている。国際収支面においても、貿易収支は赤字であるものの、海外送金が好調であるために、経常収支は黒字で70年代や80年代のような、大規模な構造改革を必要とするような危機的な状況にはない。

第2節 政府と民間部門の関係

本節では政府と民間部門の関係について、規模や具体的政策を巡る過程などを概観する。

1. 規模

すでに述べたようにスリランカの二大政党であるUNPとSLFPは独立以来、交互に政権に就いた。そのうち1977年の自由化以前のSLFP政権時の政策は、国有部門を強化し、民間部門に対して非友好的だった。1990年代に至るまでUNP政権時においても、積極的な民営化はなされることがなかったので、国有部門は数においても、GDPに占める割合においても増加した。国有化の目的の一つが独立後急速に増えた人口にたいして雇用を与えるものであったからである¹³。各種の計画案でも、産業の選定に当たっては、大規模・資本集約型産業は期待されておらず、むしろ労働集約型の小規模工場やコテージ・インダストリーが望ましいという記述が見られる[Lakshman ed. 1979, 139]。事業接收法や土地所有制限が課される1970年代初頭は労働人口の6%ほどが公共部門に雇用されていたとされる[Lakshman ed. 1979, 147]。接收法・土地所有制限以降は徐々に増え、1990年代初めに民営化が始まるまでには労働人口の20%を超えるまでになる。

GDPに占める規模についてみると、Lakshman ed. [1979]によれば1961年、1966年、1964年のそれぞれの付加価値のうち国有部門のものはそれぞれ5.7%、7.3%、12.2%であった。事業接收法後の1974年には15%を超えていたろうとAthukorala[1994]は指摘する。金融・保険分野における国有部門のシェアは1960年の50%から1974年には94%へと増加した。

1990年以降、民営化と民間部門の活動が活発になるに従って、公共部門の雇用は徐々に減り2006,7年には労働参加人口の13%ほどとなった(表1)。それでも公共部門の雇用は、雇用対策のために公務員の大規模雇用を行った年などもあり、現在では15%程度に落ち着いている。一方民間部門の雇用比率は1990年の33.7%から増加を続け1996

¹² 2001年に独立後初のマイナス成長となった。9.11テロやLTTEによるカトナヤケ空港の爆破が重なったためである。

¹³ マラリアの撲滅、衛生状態の改善等により乳児死亡率が減少した結果、人口は急増した。

年には 45%を超えた。しかしそれ以上に増えることはない。むしろ近年は若干減少傾向にある。そのため現在でも民間部門で働く人々は、労働参加人口の半分弱にとどまっている。

2. 政府と民間部門のいびつな関係

政府の民間部門への姿勢は矛盾に満ちている。いくつかの例を挙げよう。1964年に生命保険が国有化される直前にセリンコが当時最高層の自社ビルをコロombo中心部に建てたと前述した。その際、政権にあったシリマボ・バンダラナイケ首相はオープニングセレモニーで民間企業としてのセリンコを讃えていた。しかし、その数ヶ月後である1964年1月1日に生命保険以外の保険業務を国有化している[Wijesinghe 1976, 29]。

自由化を提唱し、民間部門の活動を促進しようとする UNP 政権下にあっても、提案では民間を持ち上げておきながら、政府は民間部門を無視するような行動も見られた。例えば(1960年代後半)紅茶輸出を規制する国際会議が開催された際、当時はまだ紅茶産業が国有化される前で、紅茶すなわち民間という意識があったにもかかわらず、代表団は政府関係者のみで構成され、民間から代表団が選出されることはなかった[Wijesinghe 1976, 25]。

1971年には、5カ年計画が発表されたが、このときすでに政府主導の経済発展が明確に打ち出されていた。しかし、5カ年計画の投資計画の内訳は半分以上を民間が担うことになっていた¹⁴。民間に多くの期待を寄せていることが分かる。しかし民間部門は、すでに強制貯蓄と高額課税が課されているにもかかわらず、政府は民間を保護することは全くなく、搾り取ることだけを考えていると批判している[Wijesinghe 1976, 27]。政府が民間を対等なパートナーとして見なしていないことが分かる。

3. 事業接收法と財界の不法行為

1971年の事業接收法の根拠の一つは、非効率な民間企業を接收して国家が効率的に運営し資源を有効利用するべきだという点である。国際収支の悪化に苦しむ1970年代のUF政府にとって、輸出の大きな部分を占める茶などプランテーションを支配下におけることは魅力であった。そしてもう一つの根拠が民間企業の不正行為(dishonesty)であった。ごく少数の企業や個人が違法な行為をしたことが表向きの原因となっている。具体的には密輸や違法な為替行為である。国際収支の悪化を食い止めようと必死だった政府は、瀬戸際で外貨の流出を防ぎたかった。セイロン商工会議所は加盟している民間企業に対して違法な行為をしないように十分指導している、と政府に対して猛烈にアピールしたがそれも効果はなかった。政府は、違法な行為をする企業や個人を取り締まることはなく、民間部門全体の首を絞めるような事業接收法を制定した。

¹⁴ その多くは民間住宅建設であり、生産増に結びつくいわゆる民間設備投資は全体の13%程度であった。

シンハラ人およびインド人の主立ったビジネスマン¹⁵のなかには為替関連の違反で刑事司法委員会¹⁶(Criminal Justice Commission)の裁きにかけられた [Jupp 1978, 21]。政府の意図としては土地配分政策, 所得制限, 強制貯蓄制度そして事業接收法により裕福な層から貧困層へ資源の再配分をおこなうものだったのであろう。接收法の実施によって, 富裕層への圧力が高まったように見えるが, UF政権下で富裕層が全くいなくなってしまうわけではなく, 政治的に保護された人々がいた [Jupp 1978, 21] しかし, 事業接收法は政治的に優遇されていない大部分の民間部門の活力を確実に削いだ。

4. 民間企業に対する政府の不信感

実現には至らなかったものの, 次のような事例から政府が民間部門に対して不信感を抱いていたことも推測できる。例えば 1974 年の会期報告書 (sessional paper) では, 民間の資源も国家資産であると明記し, 会計委員会の監視下に置こうという提案がなされた。商工会議所はこれに大反対した [Wijesinghe 1976, 28]。

別の提案では, 民間企業の会計を含む全ての情報と将来の計画, 取引上・産業上の情報さえも公開することとなっている。委員会は, “会計においては公的企業と民間には何らの違いもない”, ことを提案の根拠としていた。その一方で, 非効率で赤字経営を抜け出せない公企業に対してはその義務を課していなかった。商工会議所は, 競争的な環境を保持するためには情報の非公開は必須であると反論した。

5. 就職先として人気の公共部門と不人気な民間部門

スリランカでは高学歴青年層の失業率が高く, 社会問題化している。にもかかわらず, 政府による民間企業への不信感の表明は, 国民の間にも広がり, 民間企業は悪であるというイメージが定着しているため, 民間部門への就職を希望するものは多くない状態が続いていた。安定性の面で公務員の労務環境が優れている, という側面も見逃せないものの, 1969 年の調査では失業中の大卒者は 94% が公務員を志望している。民間を志望したのはわずか 1.5% であった。ILO の調査でも大学生で民間を志望するのは 10% にとどまった [Wijesinghe 1976, 29]。

政府と民間部門の関係についてケレーガマは, 公共部門の役割について “スリランカの民間部門が未発達で弱かったとき, 国家には経済のストラクチャーを作り, 民間部

¹⁵ ヒルダラマニ産業の Bhagwandhas Hirdaramani らが訴追された。ヒルダラマニは現在では大規模な衣類工場の経営を中心に発電, 観光・ホテル業, IT, 金融などにも事業を展開する, 企業グループである。

¹⁶ 国家への反乱および国民経済を危機におとしめるような通貨・為替をめぐる犯罪を審査する目的で 1972 年 5 月に設置された。1971 年の JVP 反乱がきっかけとなっている。委員会の手続きは必要に応じて非公開とされること, 通常では認められないような証拠も容認されるなど, 正規の司法機関とは大きく異なる。1977 年 10 月に廃止されている [スリランカの多元的法体系 1988, 137]。

門をサポートし先導してやる重要な役割があった。”と述べ[Kelegama 2004, 113], あくまで国家部門と民間は協力体制にあったとしている。確かに民間部門が育っていない時期においては国家部門の役割は必須であるし、インフラや福祉・教育・国防などは国の仕事であることに間違いはない。マハベリ計画などの大規模公共事業から得られた経済効果の恩恵を民間部門も受けている。

両者の関係は、ケレーガマのいうように民間部門が未発達な場合は政府主導が望ましいという時期もあっただろう。UNP 政権時は、そのような見地からまず国有企業・国有部門を作り、経営が軌道に乗り次第民間に移行する計画が示されていた。計画には記されていても UNP 政権下においても企業は政府など公的な組織から支援を受けることは少なかった。たとえ支援があったとしてもそれは現実的でないか継続性に欠けるものだった。SLFP および左翼政党が加わった政権時には、民間部門の成長は二の次にされ、政権の安定・財政基盤の安定化、社会不安除去が最優先され、そのために民間部門の活動が犠牲になった。

6. 労働法と企業

政府と民間部門の関係は、政府の労働組合に対する政策を見ることによっても浮き彫りにすることができる。スリランカ政府は労働組合と民間部門との関係に介入し、労働組合側に有利な判断を下してきた。法律面でも労働者を保護し、企業側に不利な状況が長期にわたって継続し、企業の自由な経済活動を阻害した。

スリランカにおける労働運動の歴史は長い。すでに 1920 年代には政党と関係の深い労働組合が活動を始め、労働組合は特定の政党に付属する形態がスリランカに定着した¹⁷。労働組合と政党のつながりは強く、政党は労働組合を政治集会等の動員組織と見なし、労働組合も労働条件や賃金交渉に当たり、政治的な介入を期待した。労働組合と企業の間においても、労働組合は政治的な裏付けを得ていること確信していることから、企業に対して強圧的な姿勢を見せた。それは時に暴力的であった。

具体的には、賃金改訂などにおける政府の介入が見られる。民間部門の賃金決定は、産業ごとに設置された賃金局(Wage Board)によって行われた。ここでは雇用者、労働組合などが話し合いの主体となった。賃金局が管轄しない部門では労働委員長(Commissioner of labor)が最低賃金について仲介した。銀行や都市部の金融部門など一部の民間部門においては賃金交渉などが民間団体(EFC)と労働組合の重要な交渉マターであった。賃金交渉がまとまらない場合、しばしば大統領が直々に介入することもある。すでに合意に達した協定が覆ることもあった。

安定性の面で学生らに不人気であった民間部門であったが、民間部門(大企業)の労働者は労働法によって様々な保護を受けている。たとえば民間部門の労働者は労働争議法

¹⁷ ただし、プランテーション労働者は Ceylon Workers Congress (CWC) や Democratic Workers Congress (DWC) など独自の労働組合が結成され、それが後に政党となった。

(Industrial Dispute Act)を援用して地方や支店の異動を拒否することもできた。政府部門では転勤は拒否できないものとされているのと対照的である。また、民間企業の雇用者は、国民の休日が日曜日に重なった場合、労働者に代休を与えなければならないが、政府部門の労働者にはその権利がない[Wijesinghe 1976, 144]。

特に労働者が保護され、経営者側にとって対応が難しかったのは解雇法(Termination of Employment of Workmen (Special Provisions) Act of 1971 (TEWA)である。解雇法では、従業員数 15 人以上の企業が従業員を解雇するときに適用される法律である。この法律の制定の背景には、当時の経済情勢の逼迫がある。国際収支危機にあった当時の政府は、民間企業が原材料を輸入するための為替割り当てを削減しなければならなかった。その結果、民間では大量解雇が引き起こされた。すでに解雇された労働者を救済するような法律は存在したが¹⁸、救済措置の実施には時間がかかった。大量の失業による社会不安の惹起を危惧した政府は、雇用者が従業員を容易に解雇に対して十分労働者に配慮するようにしたものである。解雇にあたって雇用者は従業員に事前に通告し、書面によって本人の了解を得て、その旨を労働委員会に提出し、必要ならば保証金を支払わなければならない。保証金の支払いに関して明確な規定はなく、時には雇用者の支払い能力を超えるような金額が求められた¹⁹。労働委員会の判断が下されるまで数ヶ月間は従業員を雇用し続けなければならないなど雇用者側には多額の費用を負担しなければならなかった。適用範囲も広く、制定当初は懲戒以外の解雇、すなわち事業の閉鎖や人員縮小によるものを対象にしていたが、病気による欠勤や能力不足による解雇も対象として拡大した。対象となる被雇用者の中には管理職も含まれていた。

このような規定は、雇用者・経営者にとって見れば足かせに他ならない。柔軟な人員の配置や新しい投資を実施しようにもいつ労働者や政府から横やりが入るか分からない状況にあったといえる。

ただし、法律は存在していたもののそれが文字通り運用されていたとはいえない。先に述べたように、民間企業と政府部門のどちらが就職先として魅力的かという問いに対する回答は圧倒的に政府部門に軍配が上がった。もし、労働法が適切に運用されていたならば、スリランカの労働者にとって、民間企業はより魅力的だったはずである。しかし実際は、国民から見て民間企業の労働条件は政府部門よりも悪く、いつ首を切られるか分からないと見なされていたのである。なぜなら、労働法は確かに適用され、労働委員会も機能していたが、適用されたとしてもセイロン雇用者協会(Employers Federation of Ceylon)に属するような、組織だった企業が対象となりがちだったからである。このような企業は規則を守ろうとし、労働者保護にも意欲的だが、数が多くない。問題は未加入の企業や中小企業である。皮肉なことに未加入の企業や中小企業の労働環境はEFC加入企業よりも悪く、法律の適用もなされていない。そして、労働者の総

¹⁸ Industrial Dispute Act(争議法)があり、審判官が裁定する。

¹⁹ 2001年によく退職金に関する計算式が導入された。

数も EFC 加入企業よりも多い。つまり、EFC 加入企業には法律の遵守が求められ、経営者にとっては法律遵守のためのコストを強いられているにもかかわらず、民間企業の悪いイメージを着せられ、優秀な人材も集まらないという矛盾が生じていた[Wijesinghe 1976, 143]。政府は、政治的安定を確保するために労働者保護を最優先にしたものの、本来の目的を十分に果たすことはできず、さらには労働者保護にも理解を示す先端的で組織的な大規模企業の経済活動を抑圧することになった。

7. 労働組合とスリランカ企業

企業側においてセイロン雇用者連盟は 1928 年に設立される。同年にセイロン商業ユニオンが作られたのは偶然ではない。当時は労働者側と雇用者側において平和的な解決が意識され、たとえ合意に至らなくても紳士的に解決しなければならないという風潮にあった。

しかし、1950 年代後半から労働組合は、不当に高い賃金引き上げを求め、頻繁にストライキを実施するようになった[Wijesinghe 1976, 134]。1958 年にスリランカ各地で人種暴動発が発生した。その際、コロンボではストライキ参加者が暴動を激化させたと言われている[Wijesinghe 1976, 135]。1961 年には人種暴動の再発を恐れた政府が労働争議を解決するために非常事態を宣言し、銀行や茶関連産業を必須サービス部門に指定することで混乱を収めた。

民間企業と労働組合は労働協約を結んでいたが、必ずしも全てが履行されたとは限らない。この際の扱いにも格差が存在した。すなわち企業側が協約を破棄した場合、関係機関から厳しい叱責を受け、労働組合側は補償を受け取る。しかし逆の場合組合側が不利な扱いを受けることはなかった。

労働組合活動および経営者側との交渉には協約以外にも約束事がつきものだが、組合はそれらをしばしば履行しなかった。たとえば、ストライキを実施する際には事前に通告しなければならないが、労働組合は突然ストライキを実施することがしばしばだった。そして、スリランカの労働組合活動の特徴として、暴力的になりがちであった。要求に従わない経営者を監禁する、暴力をふるう²⁰、解雇された労働組合幹部の復職を要求して工場の一部に放火する²¹など、節度を欠いている例も見られる。

²⁰ Robert N. Kearney 1972, *Trade unions and politics in Ceylon*, に詳しい。

<http://www.thesundayleader.lk/archive/20090524/business.htm>

ニソル段ボール株式会社は 1978 年操業で輸出用の梱包用品を製造する従業員 200 人の企業だった。2009 年 5 月、労働組合による経営者への暴力事件により、経営陣は当該工場の閉鎖を決定した。この企業自体は現在も残る。

²¹ 2004 年 6 月に組合幹部を解雇した製靴企業の Bata で発生した。組合側は幹部の復職を求めてストライキを打った。対立は 3 カ月以上継続し、労働者の一部は倉庫に放火するなど過激化した。

第3節 経済の担い手と政府

ここまで政府と民間部門の関係について見てきた。政府が民間企業を保護することはなく、むしろ民間企業の活動を阻止していたと言える。なぜそのようなことになったのか。民間部門の活動の担い手を分析することで明らかになりそうである。

現在のスリランカではセンサスはシンハラ人、タミル人、ムスリム、バーガーなどに分類されている。シンハラには職能別カーストがあり、いくつかのグループに分けられる。多数グループは農民カーストで、上位に位置するゴイガマである。少数グループとして漁民のカラーワ、シナモン採りのサラীগマ、太鼓たたきのベラワーなどが存在する。タミルも元々スリランカに居住していたスリランカ・タミルと19世紀にプランテーション経営のために南インドから連れてこられた農園・タミルに分けられる。この中で独立後のスリランカの政治の中心となっていたのがシンハラ・ゴイガマである。

しかし独立前はイギリス人およびインド系移民がプランテーションや商業活動の大半を占めていた。プランテーション関連事業には南西海岸出身のカラーワやサラীগマなど、非ゴイガマのシンハラ人が、宝石関連はムスリムが多く従事していた。

独立後の政府は国家建設を模索しなければならなかった。その過程でスリランカ人が政治や経済を自分たちで運営することが当然と見なされた。政治面での自律は、独立前からある程度達成されていた。したがって独立が達成されても経済面でイギリスやインド系が独占していることは適切でないと見なされた。

ムーアは、スリランカにおける政治と経済の関係について述べている。目立った経済活動のいくつかが密輸などの違法な活動を含む。また、社会のシステムが非効率的である場合において、ビジネスの成功は信頼できる社会的紐帯に依存せざるを得ず、親族や同一の出自グループ内で行われがちだと述べている。このような場における言語は、インド系が独立前に活発だったことからタミル語で、シンハラ人にはビジネスへの参入に見えない障害があった。したがってシンハラは政治的な力を用いて自らの経済的活動の場を広げるしかなかった[Moore 1971, 342-3]。

すでに述べたように政府は基本的に民間企業に対して協力的でなかった。むしろ敵対的だった。それは政府が国内において経済的な主導権を民間から奪い取ることを目的としていたからに他ならない。独立によって政治的な自由を勝ち得た後は、経済的な活動においてもイギリス人やインド人を排斥し、シンハラ人が主導権を握ることが大事だった。そしてそれによって生じる機会をシンハラ人に配分することが当時の政治の最大の目的であった。

シンハラ社会の見方もビジネスに関して否定的であった。ビジネスは、シンハラ人のするものではない、非シンハラ人の領域と認識されており、一般のシンハラ人から距離があった。そのためシンハラ人中心の政界においては財界に対する理解がなかった。理解がないだけでなく、政府にとって経済界は守る対象ではなく、商人の搾取から国民(シンハラ人)を守る、という意識があったと推測でき、そのため経済政策もいびつで、経

済界に配慮のない政策が打ち出されていた²²。

1. 独立前： イギリス人とインド系による独占

英国の植民地官僚の記録にはスリランカには資本家と呼べる人々あるいは突出して豊かな人がいないと述べられている[Wijesinghe 1976, 18]。後述するように運輸サービスなどのビジネスに乗り出すスリランカ人もいたのだが、当時のスリランカでは土地所有の概念が薄く、植民地官僚がインドで目撃した、広大な土地を所有し、工業や商業の元手となるような十分な資産を持った階層は存在しなかった。

イギリスのスリランカ全土統治(1815年)が始まってまもなく行われたコールブルックによる改革(1830年代)がスリランカにおける民間部門の萌芽を作ったと言える。コールブルックは、財政難にあったセイロン植民地政府に対して本国から送られてきた。イギリスは、ラージャカリヤという、土地所有者に課されたサービスの提供の形をとった租税制度であり一種の強制労働を受け継いでいた。植民地政府はラージャカリヤを利用して道路や灌漑施設の改修などのインフラ建設を行うだけでなく、シナモン・プランテーションなど経済を独占していた。しかしコールブルックは1832年、労働の自由な移動の妨げとなるとして、ラージャカリヤを廃止した[Mendis 1952, 54]。シナモン栽培に関しては、政府の独占を廃止して、参入を促した。そのほかコールブルックは農業や工業への介入になるとして直接税を認可しなかった。土地の売買は禁止されていたが、これも自由化した。イギリス所有の王領を安価で売り出し、土地税も無料にした。こうした取引にまつわる規制の廃止や労働移動の自由、自由な農産物の生産を確保することで、民間部門の発展、資本の蓄積、農業や商業の発展を期待したのだった[Mendis 1952, 55]。結果としてこれによってプランテーションの開拓などが進んだ。

植民地時代、主要な輸出品目であったプランテーションはイギリス資本に独占されていた。大きな資本投資の必要のないゴム、ココナツ、低地の茶プランテーションはシンハラの人々の参入も見られた。

プランテーション以外の商業活動においては、輸入はイギリス、その流通は南インドのMalabar, Nattukottai Chettiars (タミル・ナードゥ州)、西インドのSindhis, Dawoodi Borahs (グジャラート出身のムスリム)、Memonsおよび非インド系ムスリムと棲み分けがされてきた[Wickremasinghe 2006, 138][Weerasooriya 1973]インド系の中でも小規模な取引に従事するものと、銀行や金融に従事するChettiarに分けることができる。中でも最も裕福だったのはDawoodi Borahsである。彼らはコロombo中心部で港に最も近いフォートにオフィスを構え、米・砂糖などを輸入し、現地産物の輸出に携わった。SindhisやMemonsは繊維取引に特化して活動した²³。

²² シンハラの人々のビジネスマンももちろん存在し、後に述べるように彼らは保護政策下でライセンスや保護が与えられた。そのため経済政策はいっそういびつなものとなった。

²³ 経済自由化後、衣類産業が輸出を牽引するが、それらの所有者の多くはSindhisとMemons

しかし、1931年、ドノモア憲法が制定され、スリランカ人に限定的ではあるが自治が与えられるようになったことで政治の場におけるスリランカ人の活動の広がり、それにつれてインド系商人の活動は制限がかけられることになる。1930年代の恐慌が直接の引き金となった。1938年にはAgricultural Quota Ordinance, Agricultural Produce Dealers Ordinance, Shop Regulation Ordinance が制定された。Agricultural Quota Ordinanceでは米や繊維を輸入するにあたりスリランカ産の産物を固定価格で一定量買い取ることを義務づけた。Agricultural Produce Dealers Ordinanceでは、現地産品の買い取り許可を発行することで、プランテーション地域におけるインド系の商店の数を制限しようとした。このほかにも価格統制等が行われたことにより、スリランカでの活動に見切りをつけたインド系商人らは1941-2年に多くが帰国した[Wickramasinghe 2006, 139]。

1930年代にスリランカ人ビジネスマンらが茶やゴムの価格下落など恐慌の影響を受けた。当時の自治政府はビジネスの失敗をインド系銀行の貸し渋り²⁴によるものだと断定し、インド系銀行に不利な法律を制定した。なぜなら当時、英系銀行はスリランカ人に対して直接融資を行っていなかったため、スリランカ人はインド系の銀行に仲介してもらいより他になかった²⁵。インド系銀行を排除するために地元系銀行の設立が促され、1931年にはState Mortgage Bankが、39年にはBank of Ceylonが設立された²⁶。1943年にはAgricultural and Industrial Credit Corporationが設立され、Chettiarの金融活動は下火になった[Wickeramasinghe 2006, 139]。

優遇策が与えられたスリランカ人の活動はプランテーション産物の輸送など限定的だった。スリランカ人のプランテーションへの参入はコロombo近郊のいわゆる低地に住むシンハラ人から始まった。政府から安く土地を買い求め、ゴムとココナツの栽培が始まった。1908年には低地生産物協会 (Low Country Products Association) が結成される²⁷。1948年の独立に伴いイギリス資本が一部撤退したが、これを引き継いだのもスリランカ人であった。

この時期において工業は盛んでなく、民間の活動は、プランテーション、輸出・輸入、小売り、運輸サービスなどに限定されていた。いずれにしても大規模な民間企業は育っていない。プランテーションを経営するシンハラ人もいたが、それは大きな資本を必要とせずに経営が可能だったからである。なぜなら生産物の運搬に必要な道路建設や鉄道

だった[Moore 1979, 343]。

²⁴ 1925年に過剰融資と不正な取引が発覚し、Chettiarらはセイロンでの活動を縮小せざるを得なかった。融資先への過剰な返済要求も問題となった。

²⁵ セイロン人事業家たちはチェットティアから資金を得て茶やゴムのプランテーションを開始することができた。

²⁶ 同名の銀行が1841年に設立されているが、それは民間商業銀行で、英系資本のための銀行であった。1848年のコーヒー危機によって倒産した。

²⁷ 後にセイロン国民議会(CNC)にも代表者を出すまでになる

敷設、港湾整備等のインフラおよび労働者の確保などは政府の補助が大きかったからである。また政府はプランテーション作物に補助を出していたこともあり、生産者は流通面での心配をする必要もなかった。

政治面においては、自治政府の中心政党であったセイロン国民会議(Ceylon National Congress(CNC))は、タミル人メンバーが去ると²⁸、ほとんどシンハラ人の政党となり、低地シンハラのコイガマプランテーション所有者やビジネスマンらの利益と一致するようになった [Jupp 1978, 57]。UNPがその設立からビジネスマンらとの関係が深かったのに対してSLFPは土地なし層、被雇用者などに支持を求めた [Jupp 1978, 208]。

2. 独立後

独立時の資本はイギリス人やインド系など 85%が外国人によって所有されていたと見積もられている [Wickremaratne 1973, 483]。政府はイギリス人が行っていた事業が徐々にスリランカ人によって取って代わってゆくことを期待した。しかしその動きは緩慢だった [Wijesinghe 1976, 112]。見かねた政府は 1952 年、中国とのゴム・米取引の扱いをスリランカ人に限定した。翌年のドイツ・日本との繊維の取引もスリランカ人に限定する [Wijesinghe 1976, 113] など様々なスリランカ人優遇策をとらざるを得なかった。

イギリス人やインド人といった手強い競争相手がいたことは、スリランカ人の経済的成功を妨げていたことは確かだろう。しかし、外部の経済学者らは次のような指摘をしている。1950 年代後半スリランカは著名な経済学者を招いてスリランカの経済について助言を求めた。その中にいたジョン・ロビンソンは指摘している。“今日のセイロン(スリランカ)において労働の搾取が問題なのではない、問題は、労働者を雇用する資本家がいらないし、将来にわたっても出てこなさそうなことだ” [Wijesinghe 1976, 18]。実際、スリランカ人ビジネスマンが好んだのは、イギリスや諸外国の代理店・販売店だった [Wijesinghe 1976, 20]。これらは自ら製品開発をすることなく、大きな資本を用意する必要はない。すでに知名度が高い製品を扱うことになるので、市場開拓の努力も必要ない。輸入代理店業は外貨不足による輸入制限がなされるまで栄えた。

3. 1956～60 年

1956 年以降、国が経済政策を主導するようになり政策的にスリランカ人、特にシンハラ優遇が明確になってきた [Rupasinghe 2008, 309]²⁹。すなわち国がイギリスやムスリムおよびタミル・ナードゥ州出身のインド人の担っていた商売を奪い取ろうとした。必須食料の供給を State Trading Corporation が行い、流通も国が行った。重点工業は国が行い、それ以外の工業が民間に任されることになった。国は認可や許可制というフィ

²⁸ タミル人のポンナンバラム兄弟が袂を分かった。

²⁹ 1956 年は英語を排除し、シンハラ語を唯一の公用語とするシンハラ・オンリーが制定された年でもある。

ルターを通して参入できる業者を国が選択することができた。ライセンス制（認可や輸入許可）を通じて選ばれたのはシンハラ人だった[Rupasinghe 2008, 314]。それもネパティズムや政治的に関係のある人々が選ばれた。1956年以降のスリランカにおける経済政策は、既に述べたように政権交代によって揺れ動いたが、いずれの政党が政権に就こうが、政府が民間部門について選択を行う際は、まさにスリランカ人を優遇し、外国人事業者は排除された。

スリランカ人優遇とは、まずは繊維や食料の輸入に関わっていたChettiars, Borahs, SindhisやMalayalisらを排除することを目的にしていたともいえる。しかし、スリランカ人優遇にもかかわらず彼らの経済的な地位に大きな変化はなかった。インド系はビジネスマンであると同時に外国人であることのリスクを十分意識しており、政治への働きかけも怠らなかったからである。例えば、1949年以降UNPに資金提供し、スリランカで事業を継続するためにインド・タミル人が無国籍化されても³⁰彼らは特別に在留を許可³¹されるよう計らっていた[Jupp 1978, 33]。また、特に豊かな一部のインド出身のタミル人ビジネスマンらは輸入代替工業化のプロセスで与えられる輸入許可なども享受していた。

そのため、経済政策の他、スリランカ人(シンハラ人)への優遇策である土地配分政策を行っても、シンハラ語を公用語化しても、インド人ビジネスマンおよび英国人所有の茶会社などは社会の一角を強固に占め続けた[Jupp 1978, 293]。だからこそ政府は執拗に新たな工場の設立や接収などによりスリランカ人の活動の余地を増やそうとした。

4. 1960年代

輸入代替工業化などによるスリランカ人優遇策は、インド人ビジネスマンを完全に排除することはできなかったものの、確実にスリランカ人の活動範囲を広げた。1964年にセイロン商工会議所は125周年を迎えた。このときの加盟企業数の内訳は、スリランカ企業119、非スリランカ企業が87と[Wijesinghe 1976, 126]スリランカ人企業が非スリランカ人企業を超えた。これは1939年に108企業中スリランカ企業が6個しかなかったことからすると大きな変化である。

農村におけるシンハラ商人(ムダラーリ)の活躍も著しい。ムダラーリたちは農産物の仲買や小売り等で資本を蓄え、農村において頭角を現してきた人々である。各政党はムダラーリたちに接触し、彼らに農村における動員を任せた。国家が経済活動に深く介入するようになると動員だけでなく、国と農村の間に立つムダラーリらの情報収集能力の役割が大きくなったのである[Rupasinghe 2008, 315]。政党とムダラーリはパトロ

³⁰ 19世紀初めより南インドから茶園労働者として移住してきたインド人ら。彼らがスリランカ国籍であれば、選挙権も付与されることになる。彼らが密集して居住する県(選挙区)でシンハラ人候補者が不利になると、危惧した政府は、彼らからスリランカ国籍を剥奪した。

³¹ Temporary Residence Permits や Distinguished Citizenship を得ることができた (Jupp, 33)。

ン・クライアント関係にあり地方の商人は政府の行う農村事業になくてはならない存在だった³²。こうして政府と密接に結びついたシンハラ商人らは政府の庇護下で競争に曝されることなく事業を行っていた³³。彼らは国の保護に依存する傾向が強く、事業を拡大するとか、多角化するといった企業家としての精神の発露を見せることはなかった [Jupp 1978, 328]。彼らを支持基盤とするUNPでさえ、社会主義的な福祉政策を継続して提示することが、選挙においては有利になると判断した。

金融部門において、インド系銀行に加えてセイロン銀行 (Bank of Ceylon) や人民銀行 (Peoples Bank) が設立されたが、スリランカ人のビジネスマンに対して優先的に融資を行うことはなかった [Moore 1979, 345]。その代わりに 1970 年代以降、民間のノンバンク金融会社が生まれることになった。銀行ではないが、現金を預かり融資を行う。これらはバスの運行などが民間に開放されたこを受けて、車両購入のための融資スキームを売り出したところ人気を博した [Moore 1979, 346]。顧客はシンハラが多かったため、金融会社もキャンディ出身のシンハラ人によるものが多く設立された³⁴。

5. 自由化以降

70 年代、輸入代替すなわちスリランカ (シンハラ) 人優遇政策を放棄して経済を自由化した。規制が緩和されるとパトロン・クライアント関係に依拠していた、農村に拠点を置くシンハラ商人・企業らは一気に競争にさらされるようになり、立ちゆかなくなった。

保護を受けてきた農村の中小ビジネスマンらが立ちゆかなくなるのと対称的に頭角を現してきたのが、それまで保護を受けずにきたスリランカ・タミル系である。Gardinier一族³⁵、Y. A. S. Gnanamによるセント・アントニーズやマハラジャ・グループ、などである。彼らは長年保護を受けておらず、競争的な環境を逆手にとって活発に活動し始めた。これらが徐々にではあるが、蓄積した資本を元に自由化後のスリランカにおいて事業の買収などを通して拡大して行くのである。ただ、途中で大きな揺り戻しもあった。1983 年のコロンボにおける「黒い 7 月」と呼ばれる暴動では、タミル人が攻撃の対象となった。タミル人の経営する工場や商店が狙い撃ちにされ、破壊されたこともあり、これを機会にタミル人らは海外に移住するものも多かった³⁶。

³² スリランカのパトロン・クライアント関係は Jayantha [1992] に詳しい。

³³ 当時のシンハラ商人にとって競争と言えば、本来の事業よりも選挙に勝つか、負けるかであった。

³⁴ 具体的にはキャンディの The Finance などがあげられる。

³⁵ 創始者の Chittampalam Abraham Gardiner は、スリランカで初めての映画興業主であり、セイロン人として初めてカーギール、ミラーズ・タッカーズ (オートドローム) の会長に就任している。

³⁶ 政府の任命した特別タスクフォースによる報告書によれば、コロンボの半径 20 マイルの範囲内において、116 の工場などが破壊された [Rupasinghe 2008, 325]。そのほとんどはタミル人所有の衣類・繊維工場やココナツ加工工場だった。セントアントニーズグループ (St

輸入代替工業化時代に保護化にあった企業や国有企業はその多くの経営効率は決して高くなかったと批判される。しかし、この間に人材や人脈が育った。たとえばスタッセン³⁷の設立者であるハリー・ジャヤワルダナ(D. H. S. Jayawardena)やヴィタッチ(V. P. Vittachi)は1970年代にConsolexpo(Sri Lanka State Trading)という公企業に籍を置き中東や北アメリカとの取引していた。1977年の自由化とともに失職したため経験を活かしスタッセン輸出を設立し(1977年9月)(Sunday Times 2008年7月13日)、その後は手広く事業を展開している。

1990年代以降は、ビジネス界と政界との関係が徐々に良くなっている。たとえば2002年12月に提出された「リゲイニング・スリランカ」という成長戦略ペーパー³⁸は、民間部門からの意見も取り入れられ、その内容も、成長には民間がなくてはならない存在であるとして、ビジネスのみならずこれまで政府が主体となっていた農業や教育、福祉の分野に至るまで民間の役割に期待したものになっている[荒井 2004]。

おわりに

以上、スリランカの企業についてそれを取り巻く政治環境やその変化を含めて見てきた。スリランカ民間企業は、ポピュリスト的な政治にスケープゴートとして利用され、政権交代のたびに変更される政策に翻弄されてきたことが分かる。民間企業は、国家から保護されることがなかっただけではない。選挙で勝つために政治家らは、ビジネスマンを悪者に仕立て上げ、悪徳商人から弱者である国民を守っているという構図を維持しようとしていた。このような構図のもとでのスリランカ経済は停滞した。国有企業は非効率で、雇用過多で赤字を垂れ流していた。

自由化以降、この構図に変化が見え始める。政治がポピュリスト的な性格を持つのは変化がない一方で、財界がより政治や消費者に歩み寄ってきているように見える。たとえば従来は都市住民に偏っていた民間企業の活動が都市近郊の農村部にも広がりを見せ、消費者の細やかな需要をくみ上げようとしている。また、財界としては、国際的なニーズに沿った形で行っていた企業の社会的責任(CSR)やコーポレートガバナンスの改善も結果的に労働者や地域住民に裨益している。

スリランカでは25年以上にわたり、7万人が犠牲になった民族紛争が2009年5月に終結した。内戦はこれまでスリランカ経済に暗い影を落としてきた。内戦の終結により、スリランカ民間企業は国内における活動範囲を北部・東部に広げるだけでなく、これまで様々な制約下でも事業を行ってきた経験を活かして、国際的にも活動の幅を広げて行

Anthony's Group)のA. Y. S. Gnanamもこの暴動で深刻な被害を受けた。しかしスリランカに踏みとどまるとインタビューで語っている。

³⁷ 茶園経営、茶輸出、食料品輸入卸売り、観光、発電、輸出、金融、酒、病院経営などを営む。

³⁸ 2002年の停戦合意とセットでUNP政権によって策定された。これをもとに海外から45億ドルの支援が提示された。

くだろう。

表1 労働者の雇用形態 (%)

	被雇用者			雇用者	自営	家族労働者
	被雇用者計	公務員	民間			
*1990	55.2	21.5	33.7	1.8	29.2	13.8
*1991	62.4	22.9	39.5	2.2	25.4	10.0
*1992	60.1	20.0	40.0	1.6	27.1	11.2
*1993	60.0	17.4	42.8	2.0	27.4	10.4
*1994	60.7	16.4	44.3	2.3	27.2	9.8
*1995	59.8	15.6	44.3	2.5	28.3	9.4
*1996	60.8	15.0	45.8	2.3	26.8	10.0
*1997	59.4	15.1	44.3	2.3	28.8	9.4
*1998	55.6	14.5	41.2	1.9	28.9	13.6
*1999	57.5	14.4	43.1	2.0	28.3	12.2
*2000	56.3	13.4	42.9	2.3	28.4	13.0
*2001	58.6	13.9	44.7	2.3	28.5	10.6
*2002	57.9	13.4	44.5	2.8	28.6	10.7
**2003	57.9	13.5	44.4	2.6	29.6	9.9
***2004	59.4	13.0	46.4	2.9	28.3	9.4
****2005	59.3	13.3	46.1	3.1	29.7	7.9
*2006	55.7	13.5	42.1	3.1	30.9	10.3
*2007	56.6	13.8	42.8	2.9	30.4	10.1
**2008	56.5	15.3	41.3	2.9	30.3	10.3
**2009	57.7	15.5	42.2	2.6	29.2	10.4
**2010	55.5	14.3	41.3	2.6	31.5	10.3
****2011	55.0	14.4	40.5	2.9	31.5	10.7
****2012	56.5	15.2	41.3	2.8	31.9	8.8
****2013 Q1	56.2	15.5	40.7	3.2	31.2	9.4

* - 北・東部州をのぞく。

** - 北部州はのぞく。東部州は含める。

*** - ムライティブ県, キリノッチ県は除く。

**** - 全ての県を含む。

出所 : Quarterly Report of the Sri Lanka Labour Force Survey, Quarterly report -2013 First Quarter, Department of Census & Statistics, Ministry of Finance and Planning

参考文献

- Amarasinghe, Y. R 1979. "Emergence and growth of public enterprises in Sri Lanka" in Lakshman(1979)
- Athukorala, Premachandra and Jayasuriya, Sisira 1994, *Macroeconomic Policies, Crisies, and Growth in Sri Lanka, 1969-90*. World Bank, Comparative Macroeconomic Studies.
- Chandratilleke, K.L. 1997. *Managerial value orientations and labour management relations : a study of export manufacturing firms in Sri Lanka*. The Hague : Institute of Social Studies
- Jayantha, Dilish 1992. *Electoral Allegiance in Sri Lanka*, Cambridge University Press.
- Jupp, James 1977. "Democratic Socialism in Sri Lanka in Pacific Affairs" , Vol. 50 No. 4(Winter 1977-1978) pp 625-643
- Jupp, James 1978. Sri Lanka: Third World democracy.
- Karunathilake H. N. S, 1987. *The Economy of Sri Lanka*.
- Kelegama, J. B 2004. "The Importance of the Public Sector in Economic and Social Development" in Saman Kelegama ed, *Economic Policy in Sri Lanka Issues and Debate, New Delhi, Sage*
- Kelegama, Saman ed 2004. *Ready-made garment industry in Sri Lanka: Facing the global challenge*. Institute of Policy Studies, Colombo
- Lakshman, W. D. ed. 1979. *Public enterprises in the economic development of Sri Lanka*. Colombo National Institute of Business Management.
- Mendis, G. C 1952 (first published) . *Ceylon under the British*.
- Moore, Mick 1997. "The Identity of Capitalists and the Legitimacy of Capitalism: Sri Lanka since Independence" in *Development and Change Vol. 28, 331-336, Blackwell publishers*.
- Nadarajah, V. S. 2010. *Banking and Business in Sri Lanka—from a plantation to a diversified economy*.
- Nanayakkara, Gunapala 1998. *Culture and Management*. Postgraduate Institute of Management, University of Sri Jayewardenepura.
- Rupasinghe, Kumar 2008. *Developmen and Conflict in Sri Lanka sedond edition*. The Foundation for Co-Existence, Colombo

- Weerasooriya, W. S. 1973. *Nattukottai Chettiars : Merchant Bankers in Ceylon*, Dehiwala: Tisara Prakasakayo.
- Wijesinghe, Mallory 1976. *The Economy of Sri Lanka 1948-75*. Colombo : Ranco
- Wickramasinghe, Nira 2006. *Sri Lanka in the modern age: a history of contested identities*.
- Wickremeratne, L, A. 1973. “Economic Development in the Plantation Sector, c1900-1947” in K. M. de Silva (ed) *University of Ceylon, History of Ceylon*, Volume Three, pp428-45 Peradeniya: University of Ceylon
- 荒井悦代 2004. スリランカ経済復興への課題, 『ワールドトレンド』2004年5月号
- 千葉正士編 1988. スリランカの多元的法体制-西欧法の移植と固有法の対応 成文堂
アジア法叢書